

練馬区介護予防支援事業者の 指定に関する手順書

令和7年1月31日作成

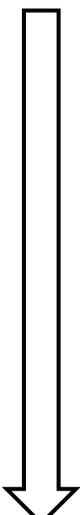
目次

1	指定申請の流れについて.....	2
2	契約・届出・請求に関する事務手続きについて.....	4
2-1	契約のパターン.....	4
2-2	三者契約について.....	4
2-3	三者契約による認定決定からサービス利用開始まで.....	5
2-4	三者契約による契約種別の変更（介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント）.....	6
参考様式		
別紙1	サービス利用開始時の「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼 （変更・終了）届出書」.....	7
別紙2	サービス種別変更時の「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼 （変更・終了）届出書」.....	8

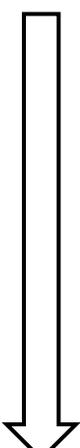
1 指定申請の流れについて

居宅介護支援事業者による介護予防支援事業の指定に係る流れはつぎのとおり。

指定要件（基準）の確認

- 
- ・ 居宅介護支援事業者の指定を受けていること。
 - ・ 法人の登記事項証明書における目的欄に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」などの記載があること。
※ 定款についても「介護保険法に基づく介護予防支援事業」などの記載をすること。
 - ・ 1名以上の員数の必要な介護支援専門員がいること。
 - ・ 管理者が主任介護支援専門員であること。（主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者としている指定居宅介護支援事業者は、介護予防支援の指定を受けることはできない）

指定申請書の提出期限の確認



令和7年度の指定に係るスケジュールは以下のとおり（年度で2回の指定時期を設定）。

指定日	指定申請書類提出期限
令和7年4月1日	令和7年2月28日
令和7年9月1日	令和7年5月30日

申請

指定申請書類提出期限までに必要書類を「電子申請・届出システム」にて介護保険課事業者指定係に提出。

※ 郵送およびメールでの提出でも受け付け可能。

必要書類については区ホームページ「介護予防支援の指定申請・指定更新・変更届」に掲載

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/yoshiki/kaigoyoboushien.html>

指定についての被保険者等の意見反映措置

介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定により、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされており、練馬区では「地域包括ケア推進協議会」において協議する。申請者が対応することはない。

指定

指定通知書は指定日の前月末までに郵送する。

2 契約・届出・請求に関する事務手続きについて

2-1 利用者との契約

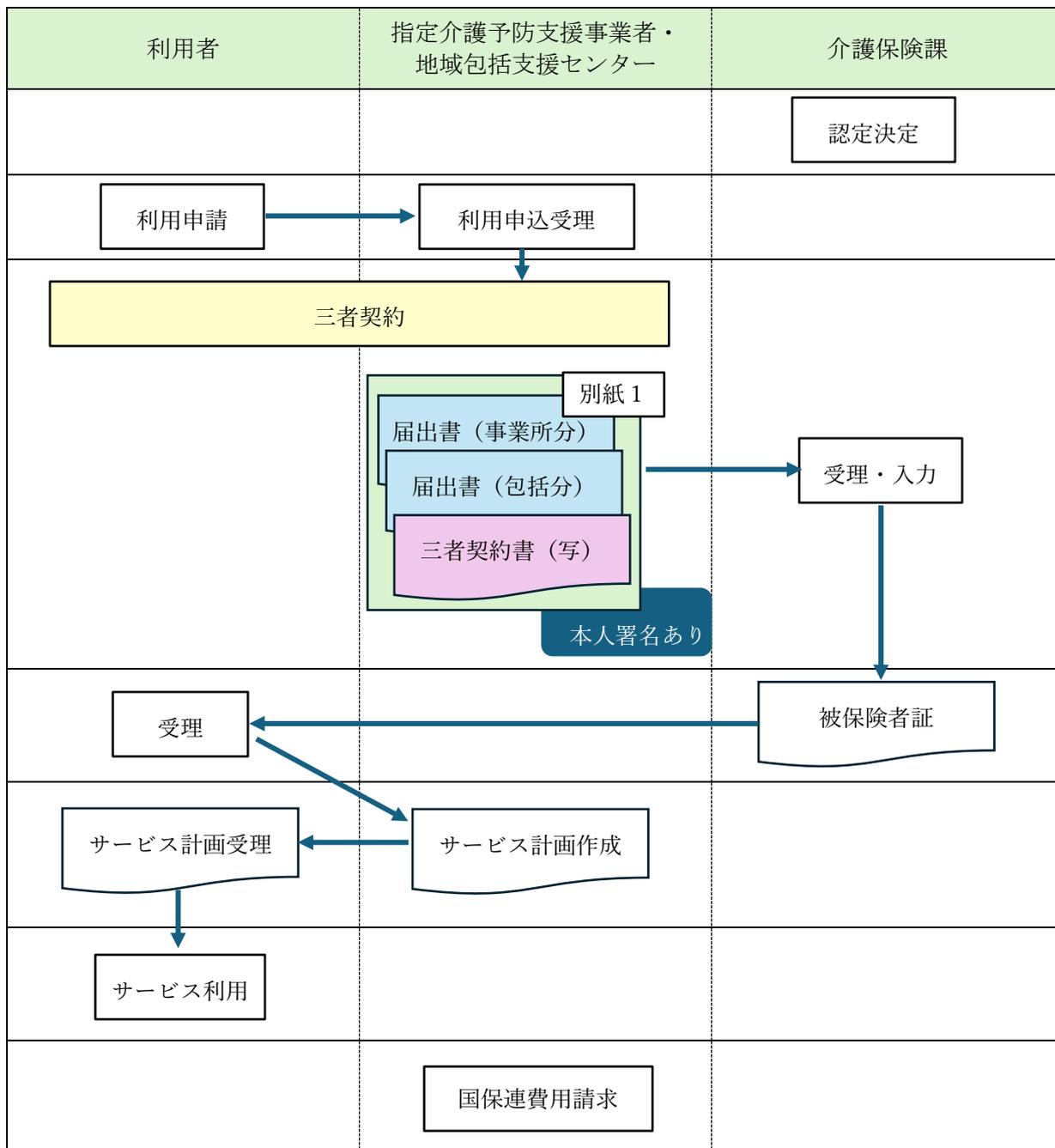
給付の種類	利用者との契約
介護予防支援のみ利用 (例：介護予防訪問看護等の予防給付)	① 地域包括支援センター※のみと契約
	② 指定介護予防支援事業者のみと契約
介護予防ケアマネジメントのみの利用 (総合事業)	③ 地域包括支援センターのみと契約
	④ 地域包括支援センターと契約をし、地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者と委託契約
介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを交互に利用	⑤ ②の契約を締結しつつ、あらかじめ④を併せて締結する（三者契約）

※ 地域包括支援センターも介護予防支援事業の指定を受けているが、この手順書では、介護予防支援事業の指定を受けている指定居宅介護支援事業者とは分けて表示している。

2-2 三者契約について

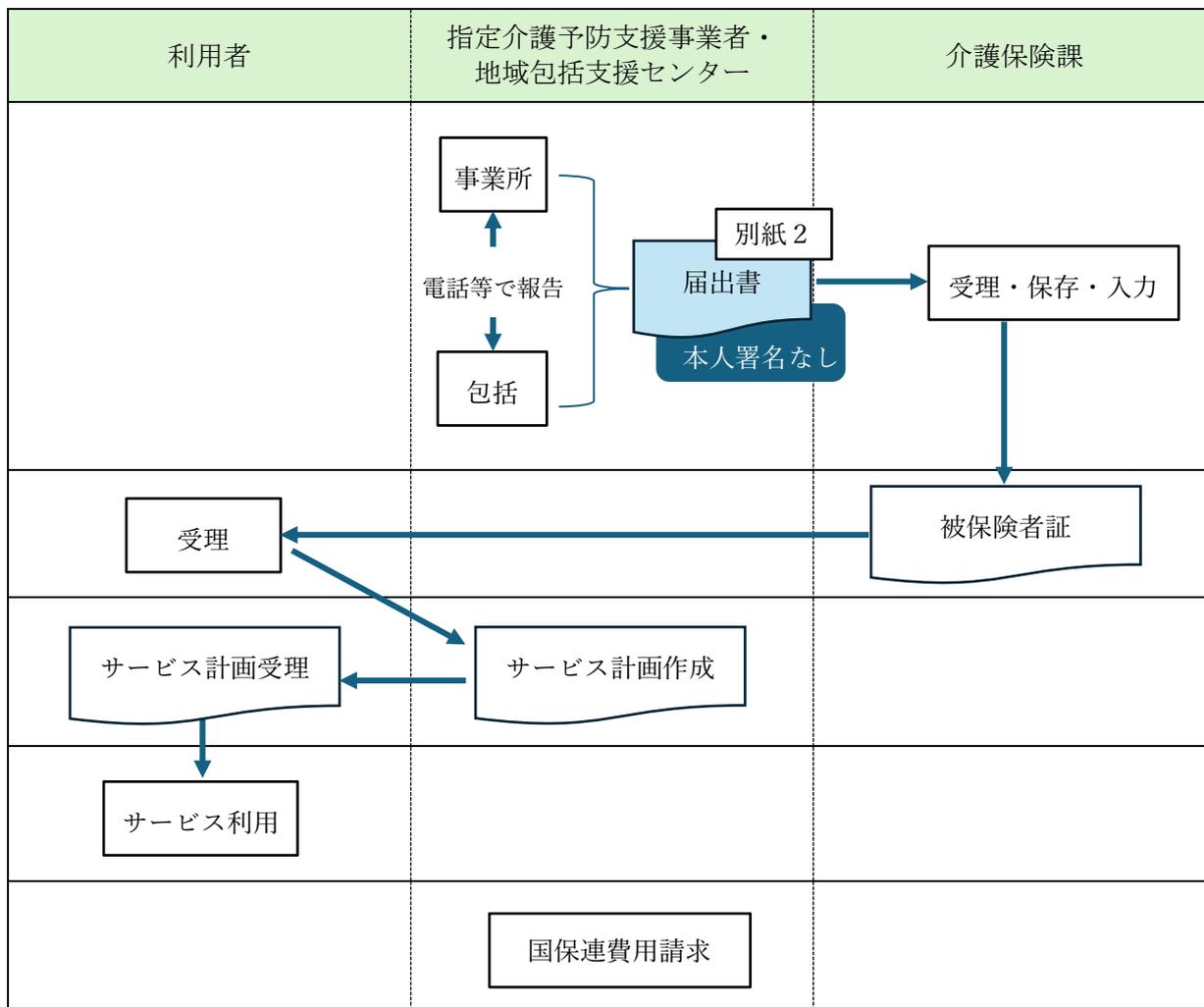
介護予防サービスを今まで使っていた方が、翌月から訪問看護などを受けなくなり、総合事業だけになる場合など、予防給付と介護ケアマネジメントの行き来があると想定される場合、三者契約を締結しておくことを推奨する。実績に応じて指定介護予防支援事業者または地域包括支援センターが届出することで請求が可能となる。

2-3 三者契約による認定決定からサービス利用開始まで



指定居宅介護予防支援事業者が「介護予防サービス計画作成依頼届出書」および地域包括支援センター分の「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」のそれぞれ上部余白に赤字で「包括的な委託」と記載（別紙1 様式参照）した上で、三者契約書（写）と併せて介護保険課介護システム係に提出する。

2-4 三者契約による契約種別の変更（介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント）



当該月に給付管理を行った指定介護予防支援事業者もしくは地域包括支援センターがサービス種別に応じて「介護予防サービス計画作成依頼届」もしくは「介護予防ケアマネジメント依頼届」を介護保険課介護システム係に提出する。提出の際、上部余白に赤字で「包括的な委託」と記載（別紙2 様式例参照）した上で、変更事由欄に変更内容を記載する。なお、サービス種別変更時における届出については、利用者の署名は不要とする。

2-5 届出様式について

区ホームページ「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・終了）届出書」に掲載。

URL <https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/service/kaigyoboutodokedesy.html>

※ 電子申請が可能。



第16号様式の2 (第13条関係)

- 介護予防サービス計画作成
 介護予防ケアマネジメント

依頼 (変更・終了) 届出書

		区 分	
		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生 年 月 日	
		年 月 日	
介護予防サービス計画の作成を依頼 (変更) する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼 (変更) する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所・地域包括支援センター番号		介護予防支援事業者・地域包括支援センターの所在地等	
		〒	
介護予防支援事業者・地域包括支援センター名		住所	
		電話	
		担当	
介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ入力してください。			
居宅介護支援事業所番号		居宅介護支援事業所の所在地等	
		〒	
居宅介護支援事業所名		住所	
		電話	
		担当	
サービス開始 (変更) 年月日		年 月 日	
介護予防支援事業所もしくは地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
<p>練馬区長 殿</p> <p>上記の介護予防支援事業者 (地域包括支援センター) に介護予防サービス計画の作成または介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>被保険者 電話番号</p> <p>氏名</p>			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 送付先		
処理欄	年 月 日		

(注意)

- この届出書は、介護予防サービス計画の作成または介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第、開始年月日を記入の上、速やかに練馬区へ提出してください。
- 介護予防サービス計画の作成もしくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所または介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず練馬区へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の区市町村の窓口へ提出してください。

(処理欄)

- 介護予防サービス計画作成
- 介護予防ケアマネジメント

依頼（変更・終了）届出書

		区 分
		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
被保険者氏名	被保険者番号	
フリガナ		
	生 年 月 日	
	年 月 日	
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター		
介護予防支援事業所・地域包括支援センター番号	介護予防支援事業者・地域包括支援センターの所在地等	
	〒	
介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	住所	
	電話	
	担当	
介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ入力してください。		
居宅介護支援事業所番号	居宅介護支援事業所の所在地等	
	〒	
居宅介護支援事業所名	住所	
	電話	
	担当	
サービス開始（変更）年月日	年 月 日	
介護予防支援事業所もしくは地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等		
※変更する場合のみ記入してください。 介護予防サービス計画 または 介護予防ケアマネジメント に変更のため		
練馬区長 殿		
上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画作成または介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">年 月 日</div> ← 届出日のみ記入		
被保険者 住所 氏名	記入不要	
電話番号		
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 送付先	
処理欄	年 月 日	

（注意）

- 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成または介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第、開始年月日を記入の上、速やかに練馬区へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画作成もしくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所または介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず練馬区へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の区市町村の窓口へ提出してください。

（処理欄）